

桑名市告示第89号

桑名市総合評価落札方式実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市総合評価落札方式実施要綱

桑名市総合評価落札方式実施要綱（平成19年桑名市告示第174号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、桑名市が発注する建設工事において、桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年桑名市告示第128号。以下「事後審査型入札要綱」という。）第1条に規定する事後審査型条件付一般競争入札を実施するに当たり、入札者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案（以下「技術提案」という。）を募集し、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素をもって総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を採用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式の対象とする建設工事（以下「総合評価対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費その他のライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が総合評価落札方式により執行することが適当であると認める工事

2 総合評価対象工事は、桑名市入札参加資格審査会規程（平成16年桑名市訓令第46号）第2条に規定する桑名市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）で決定する。

（総合評価落札方式の型式）

第3条 総合評価落札方式の型式（以下「型式」という。）は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 標準型 高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化（数値方式）又は定性的に表示（判定方式又は順位方式）をすることにより、性能等と入札価格とを総合的に評価する。
- (2) 高度技術提案型 高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、高度な技術提案（歩掛及び単価を含む。）を活用して、性能等と入札価格とを総合的に評価する。
- (3) 簡易型 技術的な工夫の小さい工事で、簡易な施工計画及び施工方法、同種工事の経験、工事成績等に基づき性能等と入札価格とを総合的に評価する。
- (4) 特別簡易型 技術的な工夫の小さい一般的な工事で、同種工事の経験、工事成績等、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価する。

2 前条第2項により決定した総合評価対象工事の型式は、審査会で指定する。

（総合評価の方法）

第4条 総合評価の方法は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- (1) 除算方式 標準点及び各評価項目に対し与えられた得点の合計（以下「技術評価点」という。）を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって総合的に評価する方式
- (2) 加算方式 技術評価点に当該入札参加者の入札価格を点数化したもの（以下「価格評価点」という。）を合算して得た数値をもって総合的に評価する方式

（総合評価落札方式技術審査委員会）

第5条 市長は、総合評価対象工事について、第3条第2項により審査会で型式の指定を受けたとき

は、落札者決定基準、技術提案等の審査及び評価をするため、総合評価落札方式技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 市長は、技術審査委員会において審査及び評価をしたときは、その結果を審査会に報告するものとする。
- 3 市長は、技術審査委員会が落札者決定基準を定めるに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。この場合において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときにあらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で落札者を決定するものとする。
- 4 前項の学識経験者への意見の聴き取りは、当分の間、三重県が設置する三重県公共工事等総合評価意見聴取会における意見聴取をもって、これに代えることができるものとする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、技術審査委員会の運営に必要な事項は別に定めるものとする。（公告又は入札説明書等）

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札を行うときは、次に掲げる事項を公告又は入札説明書等において明らかにするものとする。

- (1) 当該工事が、総合評価落札方式を採用した入札であること。
- (2) 型式及び落札者決定基準に関すること。
- (3) 桑名市低入札価格調査実施要綱（平成24年桑名市告示第104号。以下「低入札調査要綱」という。）に規定する低入札価格調査制度の対象となること。
- (4) 入札の参加方法に関すること。
- (5) 入札・審査結果の公表及び結果に対する疑義の照会に関すること。
- (6) 提案内容の保護及び落札者の履行責任等に関すること。
- (7) その他総合評価落札方式による入札に参加するに当たり必要な事項（入札の参加方法）

第7条 総合評価対象工事の入札に参加しようとする者は、入札参加申請書兼技術評価点申告書（様式第1号）を公告で定める期日までに提出しなければならないものとする。

- 2 高度な技術提案を要する工事において技術提案の採否が入札価格に影響を及ぼすときは、前項の申告書を提出する前に、あらかじめ技術提案の採否を照会することができるものとする。この場合において、採否の照会期限、方法その他必要な事項は別に定めるものとする。（落札候補者の決定）

第8条 市長は、事後審査型入札要綱第8条第2項の規定にかかわらず、開札の結果、次に該当する者のうち、第4条により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格等の審査のため落札決定を保留した上で、開札を終了するものとする。この場合において、評価値の算出に当たっては、前条の規定により入札参加者が申告した技術評価点を使用するものとする。

- (1) 予定価格の範囲内で低入札調査要綱第4条に規定する失格基準価格以上の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価の方法を除算方式とする場合にあっては、評価値が、標準点を予定価格で除した数値より下回っていない者
- 2 前項の落札候補者となるべき者が複数いるときは、桑名市建設工事等電子入札実施要綱（平成22年桑名市告示第169号）第13条の規定により落札候補者を決定するものとする。

（技術提案資料の提出）

第9条 市長は、事後審査型入札要綱第11条の規定により落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合であっても、同条の規定にかかわらず当該落札候補者を落札者と決定せず、次に掲げる資料（以下「技術提案資料」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 技術提案資料届出書（様式第2号）
- (2) 技術提案書（様式第3号）
- (3) 工事工程表（様式第4号）
- (4) 評価対象工事施工実績届出書（様式第5号）
- (5) 配置技術者評価対象工事施工経験届出書（様式第6号）

(6) 施工体制（地元業者施工率）届出書（様式第7号）

(7) その他公告又は入札説明書等で提出を求める書類

- 2 市長は、前項の落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認できなかったときは、当該落札候補者のした入札を失格とし、前条第1項各号に該当する者のうち、次に評価値の高いものを新たな落札候補者として入札参加資格の審査から再度行うものとする。この手続は落札候補者の入札参加資格が確認できるまで繰り返すものとし、この過程で次に落札候補者となるべき同評価値の者が複数いるときは、桑名市建設工事等電子入札実施要綱第13条の規定により落札候補者を決定するものとする。
- 3 第1項の技術提案資料は、市が提出を求めた日の翌日から起算して2日（桑名市の休日を定める条例（平成16年桑名市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に提出しなければならないものとする。
- 4 技術提案資料の提出を求められた落札候補者が前項の期間内に技術提案資料を提出しないときは、当該落札候補者のした入札を失格とする。
- 5 前各項の規定は、標準案に基づき施工する意思がある落札候補者も同様とする。

（技術提案資料の審査等）

- 第10条 技術審査委員会は、前条の落札候補者から提出された技術提案資料の審査及び評価をし、当該落札候補者が申告した技術評価点の確認を行うものとする。ただし、当該落札候補者が自社の提案に基づく技術提案資料と標準案に基づく技術提案資料を併せて提出した場合において、自社の提案に基づく技術提案資料が適正であると認められるときは、標準案に基づく技術提案資料の審査は行わないものとする。
- 2 前項の確認の結果、落札候補者が申告した技術評価点が技術審査委員会による技術評価点を上回るときは、過大となる評価項目の得点を減点し、当該落札候補者の評価値を再算出するものとする。
 - 3 前項の再算出の結果、当該落札候補者の評価値が他の入札参加者の評価値を下回ったとき、又は他の入札参加者のうち評価値の最も高い者と同じ評価値となったときは、当該落札候補者にその旨を通知した上で、第8条の規定により新たに落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の審査から再度行うものとする。この場合において、既に行った入札参加資格等の審査は省略できるものとする。
 - 4 前項の規定により新たに落札候補者を決定したときは、他の入札参加者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 5 前各項の規定による手続は、評価値の最も高い者が特定できるまで繰り返すものとする。

（落札者の決定）

- 第11条 市長は、前条の審査及び評価の結果、評価値の最も高い者が確認できたときは、当該落札候補者を落札者として決定し、当該落札者にその旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該落札候補者が低入札調査要綱第3条に規定する調査基準価格未満の価格で入札をした者であるときは、入札参加資格要件を満たし、評価値の最も高いことが確認できた場合であっても落札者とせず、同要綱の定めるところにより落札者を決定するものとする。この場合において、新たに落札候補者を決定したときは、当該落札候補者の入札参加資格の審査から再度行うものとする。

（審査結果の公表及び疑義照会）

- 第12条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札金額及び価格評価点
- (3) 各入札参加者の技術評価点及びその内訳
- (4) 各入札参加者の評価値

- 2 入札参加者は、前項の規定により公表された評価値等について疑義があるときは、総合評価落札方式審査結果照会（様式第8号）により疑義の照会をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により照会があったときは、総合評価落札方式審査結果照会に対する回答（様式第9号）により、その結果を当該入札参加者に、速やかに回答するものとする。

（提案内容の保護）

- 第13条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態と

なったときは、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（責任の所在及びペナルティ）

第14条 受注者の行った技術提案が採用された場合であっても、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任は軽減されないものとする。

2 工事目的物について性能等の提案内容が満たされないときは、標準案以上のものであっても受注者は再度の施工義務を負うものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、評価する項目の性格から再度の施工が困難又は合理的でないと認められるときは、必要に応じ、契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことができるものとする。この場合において、指名停止等の措置を講じることを妨げない。

4 市長は、落札者が提出した書類に虚偽の記載があったときは、落札決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとし、特に悪質と認められるときは、指名停止等の措置を講じるものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

入札参加申請書兼技術評価点申告書

（宛先）桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

（署名又は記名押印）

下記工事の入札に参加したいので、自社の技術評価点を申告します。

記

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 ー 号
工 事 名	
申告技術評価点	点

【申告技術評価点の内訳】

評価項目	評価要素	評価点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点

担当者名 :
電話番号 :

年 月 日

技術提案資料届出書

（宛先）桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

（署名又は記名押印）

下記工事に係る技術提案資料を別添のとおり提出します。
なお、下記に記載した事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	

【提出資料一覧】

資料名称	様式番号	備 考
技術提案書	様式第 3 号	
工事工程表	様式第 4 号	
評価対象工事施工実績届出書	様式第 5 号	
配置技術者評価対象工事施工経験届出書	様式第 6 号	
施工体制（地元業者施工率）届出書	様式第 7 号	

※ 特別簡易型の場合、様式第 3 号及び様式第 4 号の提出は不要です。

担当者名：

電話番号：

技 術 提 案 書

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
業 者 名	

【提案内容等】

課 題	☐ 工程管理 ☐ 周辺環境 ☐ 特記課題
提 案 内 容 等	
検 証 方 法	

注）工程管理の提案の場合は、工事工程表（様式第4号）に具体的な工程を記載してください。

工 事 工 程 表

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
業 者 名	

[illegible]

評価対象工事施工実績届出書

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
業 者 名	

【評価対象工事の概要】

実 績 の 有 無	☐ 実績あり ☐ 実績なし（以下記載不要）
工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 名	
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受 注 形 態	☐ 元請単独 ☐ 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等	

注）上記工事を施工したことが確認できる書類を必ず添付してください。

配置技術者評価対象工事施工経験届出書

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
業 者 名	

【配置技術者】

区 分	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者	
(フリガナ) 氏 名		歳
保 有 資 格		

【評価対象工事の概要】

実 績 の 有 無	☐ 実績あり ☐ 実績なし（以下記載不要）	
工 事 名		
工 事 場 所		
発 注 者 名		
契 約 金 額	円	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
受 注 形 態	☐ 元請単独 ☐ 共同企業体（出資比率 %）	
担 当 区 分	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者	
工 事 概 要 等		

注1）上記工事を施工したことが確認できる書類を必ず添付してください。

注2）上記に記載の技術者は、契約時に変更できませんので御注意ください。

施工体制（地元業者施工率）届出書

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
業 者 名	

【地元業者施工率】

申 告 施 工 率	☐ %以上 ☐ %未満（以下記載不要）
-----------	---

【施工体制詳細】（該当する施工区分に「○」を付けてください。）

工 事 内 容	施工区分			
	元請施工		1次下請施工	
	市内	市外	市内	市外
施 工 率	%	%	%	%
地元業者施工率	%			

注1）各施工率は少数第1位まで記入し、その合計が100%となるように調整してください。
注2）地元業者施工率は、元請施工（市内）施工率と1次下請施工（市内）施工率の合計値です。
注3）1次下請の市内業者が市外業者から購入して施工した資材の費用は、1次下請施工（市内）として施工率を算定してください。

年 月 日

総合評価落札方式審査結果照会

（宛先）桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

（署名又は記名押印）

下記工事に関する審査結果について照会します。

記

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
照 会 内 容	

担当者名 : _____
電話番号 : _____

第 号
年 月 日

総合評価落札方式審査結果照会に対する回答

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者名) 様

桑名市長
(公 印 省 略)

年 月 日付で照会のありました下記工事に関する審査結果について回答します。

記

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
回 答 内 容	

担当者名 :
電話番号 :

参 考

(改正のあらまし)

総合評価落札方式における現行の運用を変更し、契約締結に至るまでの期間の短縮及び事務手続きの簡略化を図るため、所要の改正を行うものであります。